

## 9. 留意事項

- (1) 本基準は、コンピュータの種類、システムの形態又はソフトウェアの相違等の実態に則して活用すること。
- (2) ソフトウェア供給者基準、ネットワーク事業者基準及びシステムサービス事業者基準は、各事業者特有の観点からまとめた基準であることから、各事業に用いるシステムの導入に当たっては、システム管理者基準を活用すること。
- (3) システム自体の安全対策については、「情報システム安全対策基準」(平成7年通商産業省告示第518号)を活用すること。
- (4) システム監査の実施については、「システム監査基準」(平成8年1月30日通産省広報)を活用すること。
- (5) 本基準は、原則として、企業等の組織を対象としているが、個人ユーザも活用することができる。
- (6) コンピュータ不正アクセス対策については、「コンピュータ不正アクセス対策基準」(平成8年通商産業省告示第362号)を活用すること。
- (7) コンピュータウイルス、不正アクセス、災害等の対策としては、警察庁からも「情報システム安全対策指針」(平成9年国家公安委員会告示第9号)が発表されており、本基準と併せて活用することにより、情報システムのセキュリティを高めることができる。